

介護予防短期入所生活介護利用契約書

_____以下、「利用者」といいます。)と社会福祉法人富士見市社会福祉事業団(以下、「事業者」といいます。)は、事業者が利用者に対して行う介護予防短期入所生活介護について、次のとおり契約します。

(契約の目的)

第1条 事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、生活機能の維持または向上をめざして、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護予防短期入所生活介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、20 年 月 日から利用者の要支援認定有効期間満了日までとします。

2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

(契約期間)

第3条 契約期間中の利用期間は別に定めるとおりです。

2 利用者は、利用開始予定日の前日までに、事業者に対し、利用期間の変更を申し入れることができます。

また、利用者は、利用期間中に介護予防短期入所生活介護の追加利用を申し込むことができます。

これに対し、事業者は、居室が確保できないなど正当な理由がない限りこれを断りません。

3 利用者は、利用開始日の午前9時00分以降に入所し、利用終了日の午後5時00分までに退所するものとします。

(介護予防短期入所生活介護の提供場所・内容)

第4条 介護予防短期入所生活介護の提供場所は、特別養護老人ホームふじみ苑です。所在地及び設備の概要は、【契約書別紙】のとおりです。

2 利用者が利用できるサービスの種類は【契約書別紙】のとおりです。事業者は、【契約書別紙】に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。

3 事業者は、利用者の希望、状態等に応じて、第2項に定める各種サービスを適切に提供します。

4 事業者は、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。

5 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は可能な限りの希望に添うようにします。

(サービス提供の記録)

第5条 事業者は、介護予防短期入所生活介護の実施終了後、サービスの内容等を書面に記載します。

2 利用者同居の家族がいる場合は、事業者は、介護予防短期入所生活介護の実施したサービスの内容等をその家族に説明します。

- 3 事業者は、サービス提供記録を介護予防短期入所生活介護の終了後2年間保管します。
- 4 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、第1項のサービス提供記録を閲覧できます。

(料金)

第6条 利用料は、厚生労働大臣が定める基準のものとし、当該施設サービスが法定代理サービスであるときは、介護保険負担割合証に基づく額とします。

- 2 利用者はサービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 3 事業者は、当月料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ送付します。
- 4 利用者は、当月料金の合計額を翌月27日に、事業者が指定する方法で支払います。
- 5 事業者は、利用者からの料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収証を発行します。

(利用開始前のサービスの中止)

第7条 利用者は、事業者に対して、利用開始予定日の当日までに連絡することにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。

なお、利用者は、サービスの利用を中止する場合は、できるだけ早く事業者へ連絡するよう努めるものとします。

(中途終了)

第8条 利用者は、事業者に対して前日までに申し出るにより、利用期間中でも退所することができます。この場合の料金は、実際の退所日までの日数を基準に計算します。

- 2 事業者は、利用者の体調が良好でなく施設での生活に支障があると判断した場合、利用期間中でもサービスを中止することができます。この場合の取り扱いについては、【契約書別紙】に記載したとおりです。
- 3 第1項、第2項に定めるほか、利用期間中に利用者が入院した場合、介護予防短期入所生活介護は終了となります。この場合の料金は、入院日までの日数を基準に計算します。

(料金の変更)

第9条 事業者は、利用者に対して、介護保険給付体系の変更又はサービス体系に変更があった場合、料金の変更(増額又は減額)を申し入れることができます。

- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

(契約の終了)

第10条 利用者は、現にサービスを利用している期間を除き、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。

- 2 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合、事業者は、利用者に対して文書で通知することによりただちにこの契約を解約することができます。ただし、利用者が現にサービスを利用している期間中は14日間の予告期間をおきます。

- (1) 利用者のサービス料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう勧告したにもかかわらず、14日以内に支払われない場合。
- (2) 利用者またはその家族が事業者又は他の入所者に対して、本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。

4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が他の介護保険施設に入所したとき
 - (2) 利用者の要介護認定区分が非該当（要介護または自立）と認定されたとき
 - (3) 利用者が死亡したとき
- (秘密保持)

第11条 事業者及び事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2 事業者は、あらかじめ利用者から文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。

3 事業者は、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

(賠償責任)

第12条 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

(緊急時の対応)

第13条 事業者は、現に介護予防短期入所生活介護の提供を行っている時に利用者の健康状態が急変した場合その他必要な場合は、あらかじめ届けられた連絡先へ可能な限り速やかに連絡するとともに、医師に連絡をとる等必要な措置を講じます。

(連携)

第14条 事業者は、介護予防短期入所生活介護の提供にあたり、介護予防支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めます。

なお、第10条第2項に基づいて解約をする際は、事前に利用者の担当介護予防支援専門員に連絡します。

(相談・苦情対応)

第15条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、介護予防短期入所生活介護に関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

(本契約に定めのない事項)

第16条 利用者及び事業者は、信義誠実を持ってこの契約を履行するものとします。

2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

(裁判管轄)

第17条 この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審議管轄裁判所とすることをあらかじめ同意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者双方が署名捺印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 20 年 月 日

契約者氏名

事業者

住所 富士見市大字鶴馬3360番地1

事業者名 社会福祉法人 富士見市社会福祉事業団

(指定番号 1176504981)

代表者名 理事長 奥村 敬一 印

利用者

住 所
氏 名

印

(代理人)

住 所
氏 名

印

【契約書別紙】

<2024年8月1日現在>

○担当者

氏名 朝倉 由佳子 連絡先 049-251-1259

○サービス内容

- | | |
|--------------|--------------------|
| (1) 食事 | (6) 健康管理 |
| (2) 入浴 | (7) 洗濯 |
| (3) 介護 | (8) 理美容サービス |
| (4) 日常生活動作訓練 | (9) レクリエーション、行事参加等 |
| (5) 生活相談 | (10) 送迎 |

○利用料金

※介護保険負担割合証に基づく負担割合になります。

(1) 基本料金 (1単位=10,33円)

① サービス利用に係る1日あたりの自己負担額

要介護度	単位数	料金(1割負担)	料金(2割負担)	料金(3割負担)
要支援1	451単位	466円	932円	1,398円
要支援2	561単位	580円	1,159円	1,739円

② 加算

加算名	単位数	料金(1割負担)	料金(2割負担)	料金(3割負担)
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)ロ	6単位/1日	7円	13円	19円
送迎加算	184単位/片道	190円	380円	570円

・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)

当該月の介護予防短期入所生活介護サービスに係った総単位数の14.0%を乗じた単位数を加算として算定させていただきます。

③ 食費

1食あたりの食費は下記のとおりです。

朝食	400円
昼食(おやつ代が含まれます)	690円
夕食	455円

負担段階		預貯金等の基準額	1日あたりの金額
第1段階	市町村民税世帯非課税の境界層該当者、生活保護受給者の方	単身1,000万円以下、 夫婦2,000万円以下	300円
第2段階	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が80万円以下の方	単身650万円以下、 夫婦1,650万円以下	600円
第3段階 ①	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の方	単身550万円以下、 夫婦1,550万円以下	1,000円
第3段階 ②	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が120万円を超える方	単身500万円以下、 夫婦1,500万円以下	1,300円
上記以外の課税対象の方			1,545円

※負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額となります。

④ 滞在費

負担段階		預貯金等の基準額	1日あたりの金額
第1段階	市町村民税世帯非課税の境界層該当者、生活保護受給者の方	単身1,000万円以下、 夫婦2,000万円以下	0円
第2段階	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が80万円以下の方	単身650万円以下、 夫婦1,650万円以下	430円
第3段階 ①	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が80万円を超え120万円以下の方	単身550万円以下、 夫婦1,550万円以下	430円
第3段階 ②	市町村民税世帯非課税世帯で、前年の「その他の合計所得金額」+「課税年金収入額」+「非課税年金収入額」が120万円を超える方	単身500万円以下、 夫婦1,500万円以下	430円
上記以外の課税対象の方			915円

※負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額となります。

(2) その他費用

- | | | | |
|---------|-------|--------|--------------|
| ①日用品費 | 1日あたり | 100円 | (選択/□必要・□不要) |
| ②特別な行事食 | 1食あたり | 500円 | (税別) |
| ③理美容 | 1回あたり | 1,500円 | |
| ④その他 | | 行事参加費 | |

※①品目

- ・歯ブラシ
- ・歯磨き粉
- ・入歯洗浄剤
- ・入歯入れ
- ・ティッシュ
- ・おしぼり
- ・タオル
- ・バスタオル
- ・化粧品 (スキントラブル用)
- ・シャンプー
- ・ボディソープ
- ・入浴剤
- ・ヘアブラシ
- ・剃刀
- ・シェービングフォーム
- ・ストロー付きカップ

(3) 解約料

解約料は一切いたしません。

(4) 利用中に中止することがあります

利用中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの利用日数の利用料をいただきます。

- ① 利用者が中途退所を希望した場合
- ② 利用中に体調が悪くなった場合
- ③ 他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(5) 支払方法

毎月、15日頃までに前月分の請求をします。お支払方法は原則として銀行などの自動引き落としとしてお願い致します。お支払いいただきますと、領収書を発行します